



発行 新潟県

第 14 号

令和元年6月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 165 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
- 166 クリーニング業法による研修及び講習の指定（生活衛生課）
- 167 令和2年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間（職業能力開発課）
- 168 令和2年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間（職業能力開発課）
- 169 土地改良事業変更計画の決定に係る告示の廃止（農地計画課）
- 170 県営土地改良事業変更計画の決定（農地計画課）
- 171 県営土地改良事業変更計画の決定（農地計画課）
- 172 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 173 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 174 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 175 建設業法による営業の停止（監理課）
- 176 道路の区域変更（道路管理課）
- 177 道路の供用開始（道路管理課）
- 178 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 職業訓練指導員試験の実施（職業能力開発課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

教育委員会規則

- 1 教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

告 示

◎新潟県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和元年6月21日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-----	-------	-----------

秋山 信子 (柔道整復)	あすなる接骨院	上越市木田1-5-3	令和元年5月24日
曾根 寿之 (柔道整復)	三条寿整骨院	三条市旭町1-2-28 寿ビル1F	平成31年3月29日
小黒 巧海 (はり・きゅう)	KEiROW 燕三条ステーション	三条市塚野目2丁目10-1 グリーンピア塚野目101号	平成31年4月2日
長橋 勇人 (はり・きゅう)	あるく鍼灸治療院	見附市坂井町乙129-乙	平成31年4月1日

◎新潟県告示第166号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定による研修及び同法第8条の3の規定による講習を次のとおり指定する。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

1 研修及び講習の主催者

東京都港区新橋6丁目8番2号

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター(理事長 小池 広昭)

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体

(1) 名称

公益財団法人 新潟県生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

新潟市中央区東大畑通1番町490-13

3 研修及び講習の種類及び日程、科目等

(1) 第1型研修及び講習

ア 開催年月日、開催地及び受講対象

	開催年月日	開催地	受講対象
研 修	令和元年9月10日(火)	三条市	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師
	令和元年9月26日(木)	南魚沼市	
	令和元年10月3日(木)	新発田市	
	令和元年10月10日(木)	上越市	
	令和元年11月13日(水)	長岡市	
	令和元年12月8日(日)	新潟市	
講 習	令和元年9月10日(火)	三条市	クリーニング所の業務に従事する者
	令和元年9月26日(木)	南魚沼市	
	令和元年10月3日(木)	新発田市	
	令和元年10月10日(木)	上越市	
	令和元年11月14日(木)	長岡市	
	令和元年12月7日(土)	新潟市	

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生(1時間)
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し(1時間)
- ・ 洗濯物の処理(1時間)
- ・ 繊維及び繊維製品(1時間)
- ・ レポート

ただし、前回受講より3年以内に受講する者については、一部を省略することができること。

(2) 第2型研修及び講習

ア 受付期間、レポート提出締切年月日及び受講対象

		受付期間	レポート提出締切年月日	受講対象
研修	第1回	令和元年8月13日(火) ～令和元年8月30日(金)	令和元年9月30日(月)	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者
	第2回	令和元年10月15日(火) ～令和元年12月13日(金)	令和元年12月27日(金)	
講習	第1回	令和元年8月13日(火) ～令和元年8月30日(金)	令和元年9月30日(月)	クリーニング所の業務に従事する者であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者
	第2回	令和元年10月15日(火) ～令和元年12月13日(金)	令和元年12月27日(金)	

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- ・ 洗濯物の処理
- ・ 繊維及び繊維製品

4 受講料

(1) 研修

1人 5,000円

(2) 講習

1人 4,500円

◎新潟県告示第167号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第4条の規定により、令和2年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、令和2年4月1日から実施する。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

令和2年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	NC機械科	20	2年
	精密機械加工科	20	2年
	電気システム科	40	2年
	自動車整備科（デュアルシステム訓練）	40	2年
上越テクノスクール	自動車整備科	50	2年
	メカトロニクス科	50	2年
三条テクノスクール	メカトロニクス科	40	2年
	工業デザイン科	40	2年
	生産システム科	40	2年
魚沼テクノスクール	木造建築科	30	2年
	電気施設科	10	1年
合 計		380	

◎新潟県告示第168号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第27条の規定により、令和2年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、令和2年4月1日から実施する。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

令和2年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	溶接科	40	6か月
	ビル設備管理科	30	6か月
上越テクノスクール	溶接科	30	6か月
	木造建築科	15	1年
	ビジネススタッフ科	20	1年
三条テクノスクール	溶接科	40	6か月
魚沼テクノスクール	エクステリア左官科	10	1年
合 計		185	

◎新潟県告示第169号

県営土地改良事業変更計画の決定（令和元年6月14日新潟県告示第153号）は、廃止する。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営上片貝地区区画整理（農地環境整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月21日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和元年6月24日から令和元年7月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
小千谷市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営五十公野地区区画整理（経営体育成基盤整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和元年6月24日から令和元年7月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
新発田市役所地域整備庁舎
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第172号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の土地改良事業の工事が完了した。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
小中川	区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業	新潟市・燕市	平成31年3月29日

◎新潟県告示第173号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業に係る換地計画を定めたので、令和元年6月24日から令和元年7月22日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	六箇(六箇山谷)	換地計画書の写し	十日町市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第174号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業に係る換地計画を定めたので、令和元年6月24日から令和元年7月22日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	六箇(麻畑)	換地計画書の写し	十日町市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第175号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

1 処分をした年月日 令和元年6月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名 しなの産業株式会社 代表取締役 滝川 伸夫

3 主たる営業所の所在地 新潟県長岡市表町1-3-4

4 許可番号 新潟県知事(特-1)第43227号

5 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(2) 停止を命ずる期間 令和元年6月29日から令和元年10月26日までの120日間

6 処分の原因となった事実

しなの産業株式会社の元役員は、長岡市発注の複数の下水道工事に係る制限付き一般競争入札に関し、新潟県議会議員の元秘書と共謀し、同市元職員から当該工事の工事価格の教示を受け、その情報をもとに入札を行い同社に落札させるなど、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をしたとして、平成31年4月5日に、新潟地方裁判所において、公契約関係競争入札妨害罪により、懲役1年(執行猶予3年)の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

◎新潟県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市寒沢字高平237番3から	新	9.0～107.0メートル	75.7メートル
同市寒沢字高平230番2まで	旧	9.0～97.8メートル	75.7メートル

◎新潟県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
長岡市寒沢字高平237番3から同市寒沢字高平230番2まで
- 3 供用開始の期日 令和元年6月21日

◎新潟県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類及び路線名
県道 佐渡一周線
- 2 道路の位置
佐渡市窪田字砂浜1103番98から同市窪田字砂浜1106番63まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 海岸管理者 新潟県知事 花角 英世
所在 新潟市中央区新光町4番地1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
兼用工作物の水たたき工の舗装面及び海岸護岸天端より上部の改築、維持又は修繕等（明らかに乙が施工する海岸保全施設に関する工事に起因し生じた破損等の修繕は除く。）以外の部分の改築、維持又は修繕等
- 5 管理の期間
平成31年4月11日から当該施設の存続する日まで

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その37）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その37）の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和元年6月21日（金）から令和元年7月5日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和元年7月26日（金） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和元年6月21日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和元年7月12日（金） 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 令和元年7月19日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その37)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その37)の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (2) その他
- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
 - イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
 - ウ その他詳細は、入札説明書による。
 - エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

職業訓練指導員試験の実施について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和元年6月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験を実施する職種及び試験科目

(1) 職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる免許職種（実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者に限る。）

(2) 試験科目

学科試験のうち指導方法

2 受験資格

(1) 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

- ア 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者
- ※ 詳しくは受験案内に掲載しますのでご確認ください。

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

3 試験日時

学科試験 令和元年9月19日（木）午前10時から

4 試験場所

新潟県立新潟テクノスクール（新潟市中央区鑑西1-11-2）

5 受験手続

(1) 試験の申込みに必要な書類

受験申込書、履歴書、写真票、受験票、受験資格及び免除資格を証する書類（技能検定合格証書の写し、資格免許証等の写し、卒業証明書、履歴証明書、実務経験証明書等）、写真2枚（45mm×35mmの大きさで申請前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身像）、受験票返信用62円切手1枚及び受験手数料

(2) 受験手数料

学科試験3,100円（新潟県収入証紙を受験申込書に貼付すること。）

ただし、学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては不要。なお、受験申込書を受理した後は、手数料の返還は行わない。

(3) 申込書類の提出先

郵便番号950-8570（新潟県庁専用郵便番号）

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部職業能力開発課指導係

なお、郵送の場合は封書に「指導員試験受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留とすること。

(4) 申込書類の受付期間

令和元年7月22日（月）から令和元年8月2日（金）まで

なお、郵送の場合は8月2日の消印があるものまで有効とする。

6 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、試験日の一週間前までに受験票を送付する。

7 合格発表

令和元年10月4日(金)に受験者全員に可否の結果を通知するほか、合格者の受験番号を新潟県ホームページに掲載する。

8 受験申込書の配布

(1) 配布場所

機 関 名	連 絡 先
新潟県産業労働部職業能力開発課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 TEL 025-280-5262 (直通)
新潟県立新潟テクノスクール	〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-2 TEL 025-247-7361
新潟県立上越テクノスクール	〒943-0171 上越市大字藤野新田333-2 TEL 025-545-2190
新潟県立三条テクノスクール	〒955-0024 三条市柳沢353-2 TEL 0256-38-8520
新潟県立魚沼テクノスクール	〒949-7413 魚沼市堀之内3335-1 TEL 025-794-2410
新潟職業能力開発短期大学校	〒957-0017 新発田市新富町1-7-21 TEL 0254-22-1781
新潟職業能力開発促進センター	〒940-0044 長岡市住吉3-1-1 TEL 0258-33-2420

(2) 郵送による配布

140円切手を貼付し、あて先を明記した返信用封筒(角形2号)を同封のうえ、上記職業能力開発課あて請求すること。なお、送付する封筒に「指導員試験受験申込書請求」と朱書きすること。

9 その他

試験について不明な点は、前記職業能力開発課に問い合わせること。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動再来受付・自動精算・POSレジシステム等一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月21日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

自動再来受付・自動精算・POSレジシステム等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年8月16日(金)

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課経営係

電話番号 0256-52-0701 内線209

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和元年6月28日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月5日(金)午前10時00分

新潟県立加茂病院 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

- ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、事務用ノートパソコンについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月21日

新潟県立リウマチセンター院長 石川 肇

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

事務用ノートパソコン 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年12月27日(月)

(4) 納入場所

新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-0054

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立リウマチセンター経営課

電話番号 0254-23-7751 内線2521

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年7月1日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月4日(木)午前10時00分

新潟県立リウマチセンター 2階 第1会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立リウマチセンターの交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、眼撮影装置用解析ソフトウェアの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月21日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

眼撮影装置用解析ソフトウェア 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月1日(月)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、トラックイン式食器消毒保管機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月21日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

トラックイン式食器消毒保管機 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所
令和元年7月1日(月) 午前10時30分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波ガストロビデオスコープの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月21日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量
超音波ガストロビデオスコープ 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和元年9月30日(月)
- (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
-

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月1日(月)午前11時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月21日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第1号

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則（平成20年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 (略)</p> <p>2 法第26条第2項に定める学識経験者の知見を活用するため、<u>事務局は学識経験者から意見を聴取し、前項に規定する協議会に報告する。</u></p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 法第26条第2項に定める学識経験者の知見を活用するため、<u>教育委員会は前項に規定する協議会に、学識経験者の出席を求める。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。